

第 6 編 緊急対応事態対応編

第6編 緊急対処事態対処編

対処方針

我が国に対して着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、市民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していく。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

国は、緊急対処事態として以下の4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、県は、その地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。

市は、県が策定した事態を捉えて、以下の3つの事態を想定し、具体的な「市緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施する。

1 国が想定する事態について

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 多数の人々が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- (3) 多数の人々を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 県及び市が想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量運送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 市緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は市緊急対処事態対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章第2節に準じる。